

募集型企画旅行条件書（お申込みのご案内）

海外旅行用

この度は、当社の募集型企画旅行にお申込みをいただきまして誠にありがとうございました。当社は、旅行予約款（募集型企画旅行予約款）にもとづき、以下の条件によりお申込みを受けさせていただきます。ご契約にあたり、旅行の条件をよくお読みいただけますようお願い申し上げます。

本旅行条件の詳細につきましては、次頁より、最終旅行日程表及び旅行予約款（募集型企画旅行予約款）によります。

なお、①旅行代金の額、②旅行の目的地及び出発日その他日程に関する事項、③お客様の提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容（運送、宿泊又は食事の内容）、④旅程管理業務者の同行の有無、⑤最少催行人員、⑥旅行条件の基準日、以上の6項目につきましては、別紙「シンプレット・チラシ」等をご参照ください。

1. (旅行予約の目的)

当社は、募集型企画旅行予約（以下「旅行予約」といいます）において、お客様の当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊調整等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）を提供を受けることができるように申し込み、旅程を管理することを引き受けます。

2. (旅行のお申込みと旅行予約の成立)

(1) 当社の定める申込書に所定事項を記入の上、お申込金旅行代金の20%相当又は旅行代金全額を添えてお申込みいただけます。

お申込金旅行代金、取付料又は送料のそれぞれの一部として取扱います。

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリによる旅行予約の予約のお申込みを受け付けます。この場合、当社が予約承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に、当社にお申込書とお申込金を提出しない限りなりません。この期間内にお申込書とお申込金の提出をされない場合は、予約がなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行予約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時成立するものとします。

(4) 申込書とお申込金の提出があったときは、旅行予約の締結の順立は、当社の予約の受付の順立によることとなります。

(5) お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合は、契約の申込み時にお申し出ください。このとき、当社が可能な範囲内で対応いたします。但し、特別な措置を要する費用が必要な場合はお客様負担とします。

(6) 当社は、旅行予約が成立した場合速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお客様にお渡しします。

(7) 契約書面に、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊調整の名称が記載できない場合は、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」といいます）を旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降にお申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面をお渡しする場合があります。

なお、お客様から予約状況の確認を希望されるお問合せがあった場合は、確定書面の交付前であっても当社が迅速かつ適切にお答え致します。

3. (お申込条件)

(1) 当社が特定旅客層を対象とした旅行につきましては、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件を満たさない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(2) 原則として未成年の方が単独の場合は、親権者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の方とのご同行を条件とさせていただきます。

(3) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無について必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただけます。

(4) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りする場合があります。

4. (旅行代金のお支払い)

旅行代金とお申込金を差引いた残金を旅行開始日から起算してさかのぼって13日目（当日）に当たる日より前にお支払いいただきます。但し、本頁の13日目（当日）に当たる日以降にお申込みがなされた場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

5. (旅行代金の適用)

(1) 特約記載のない場合、旅行開始日を基準として12歳以上の方のお申込み代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。

(2) 旅行代金各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認下さい。

6. (旅行代金に含まれるもの)

旅行代金には、旅行日程に明示した次の運賃、料金を含んでおります。

(1) 貸切バス、航空機、船舶、鉄道等利用運送調整の運賃、料金、入場料金、宿泊料金、食事の料金および税・サービス料金

(2) 全行程にわたり当社の添乗員が同行する場合は、それに必要な旅費

上記諸経費はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻し致しません。

7. (旅行代金にふくまれないもの)

(1) 超過手荷物料金（各種運送調整で定められた手荷物物の範囲を超える分について）

(2) クリーニング代、電報・電話代、ホテル・旅館等のルームボーイ・メイド等に対する心付け、その他自給飲食費等個人的性質の諸費用及びそれら半額・サービス料金

(3) 傷害、疾病に関する医療費

(4) 別途希望により追加する部屋を使用される場合の料金

(5) 希望者のみ参加する別添料金の小旅行等の経費

(6) 燃料サーチャージ、国内・現地の空港発着税

8. (旅行内容の変更)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊調整等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運賃書面によらない運送サービスの提供その他の当社が関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様ごあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行予約の内容（以下、契約内容）という）を変更することがあります。ただし、緊急の場合には、やむを得ないときは、変更後ご説明します。

9. (旅行代金の変更)

(1) 当社は、利用する運送調整の適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて増額又は減額されるときは、その範囲内での旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前にお客様ごの旨を通知します。

(2) 8項より旅行内容を変更（運送・宿泊調整等）契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊調整等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるもの（除きます）されたことにより、旅行の実施を要する費用が増加又は減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。

(3) 当社は、運送・宿泊調整等の利用人員より旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行予約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容のある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところより旅行代金の算定変更することがあります。

10. (お客様の文書)

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者へ譲渡することができます。この場合、当社の定める用紙に所定事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社へ提出していただきます。

11. (お客様による旅行予約の解除・払い戻し)

(1) お客様もいつでも、13日目（当日）に定める取付料を支払って旅行予約を解除することができます。

(2) お客様も、次回掲げる場合においては、旅行開始日に取付料を支払うことなく旅行予約を解除することができます。

イ、契約内容が変更されたとき。但し、その変更が20項(1)に掲げるものとその他の重要なものであるときに限ります。

ロ、9項(1)及び同項(2)に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊調整等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれの極めて大きいとき。

ニ、当社が、お客様に対し2項(7)で定めた期日まで、確定書面をお渡ししなかったとき。

ホ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3) 当社は、本項(1)により旅行予約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取付料を差し引いて払い戻しをいたします。取付料は申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。本項(2)により旅行代金が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払い戻し致します。

但し本項(2)の本の場合、当社のサービスに対して取付料、送料その他の既に支払った、又はこれから支払うべきならざる費用に係る金額を差し引いたものを払い戻し致します。

12. (当社による旅行予約の解除及び旅行中止)

(1) お客様が当社の定める期日まで旅行代金を支払われなかったときは、当社もその翌日に旅行予約を解除することがあります。この場合、13日に定める解除期に相当する取付料と全額の手料をお支払いいただけます。

(2) 当社は、次回掲げる場合において、お客様ご理由を説明して、旅行開始日に旅行予約を解除することがあります。

イ、お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たさないことが明らかになったとき。

ロ、お客様が病気、必要ない保護者の不在その他の事由により、旅行が中止されたいと当社が認めるとき。

ハ、お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ニ、お客様が他のお客様ご迷惑を及ぼし、又は円滑な旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。

ホ、お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかつた13日目（当日）に旅行代金を3日目に当たる日より前にお支払いを中止する旨をお客様ごに通知します。

ヘ、スキーを目的とする旅行には必要な降雪量などの旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれの極めて大きいとき。

ト、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊調整等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれの極めて大きいとき。

(3) 当社は、次回掲げる場合においては、旅行開始後であっても旅行予約を解除することがあります。

ア、お客様が病気、必要ない保護者の不在その他の事由により、旅行の継続がとられたいとき。

